

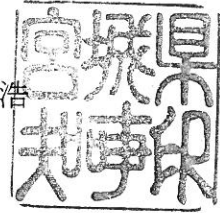


国 医 第 6 9 号

平成29年5月25日

宮城県国民健康保険運営協議会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



宮城県国民健康保険運営方針の策定について（諮問）

このことについて、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条の規定により策定するため、諮問します。

諮問理由

平成27年5月に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）」により、市町村が個別に運営している国民健康保険事業を都道府県単位で運営することとなった。

このことにより、県は、制度移行後の国民健康保険事業の安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保するため、同法附則第7条の規定及び国から示されたガイドライン（平成28年4月28日付けで国から示された都道府県国民健康保険運営方針策定要領）に基づき、県と県内の各市町村が一体となって運営に取り組むための統一的な指針として「宮城県国民健康保険運営方針」を定めるため、諮問するものである。